農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

掛川市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 掛川東部地域

(1) 現況

本地域は、北東部の山間地で逆川の最上流域に位置し、丘陵地を開発した茶園が広がる屈指の茶産地である。また、主に本地区で行われている茶草場農法は、地域環境を生かした伝統農法として、平成25年5月に世界農業遺産に認定されている。

茶園は、県営畑地帯総合整備事業により大規模な造成や畑地かんがい、農道、用排水路等の整備が実施されるとともに、緑茶加工施設などの近代化施設の整備が進んだことから、生産性の向上が図られている。また、茶は、強いブランド力を持ち、農業経営も比較的安定し、専作農家も多い。

一方、水田は、点在した谷地田で集団性に乏しく、大型機械の導入や集団栽培に適しておらず、水稲栽培における生産性の向上はあまり期待できない。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、有機農業を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 掛川中部地域

(1) 現況

本地域は、逆川中流域と倉真川、逆川支流からなる肥沃な沖積平野とそれに接する丘陵地で、水田と樹園地が広がる。

水田は、基盤整備等により大区画は場に整理され、水稲の生産性の向上が図られてはいるが、水利はため池に依存し、用水不足が懸念されている。

また、温室メロン、いちご等の施設園芸や水田裏作としてのレタスの栽培等も盛んで多彩な農業が展開されている。

なだらかに続く丘陵地では、茶園の農地造成が実施され、大規模栽培による効率化が図られている。

一方、市街地に接し、交通の利便性が高まる中、都市化の傾向も見られる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、有機農業を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 掛川西部地域

(1) 現況

本地域は、逆川下流域と垂木川、家代川等の逆川支流及び原野谷川流域からなる肥沃な沖積平野とそれに接する丘陵地である。

水田は、昭和54年からの県営ほ場整備事業の実施により、垂木川、家代川の流域に 広がる大規模水田のほか、原野谷川と富部川に挟まれた区域、東海道本線と国道1号に 挟まれた区域に広がり、水利及び機械条件が整い、生産性の向上が図られている。

また、温室メロン、バラ、いちご等の施設園芸や小規模多品目な野菜の栽培も盛んで 多彩な農業が展開されている。

一方、市街地に接し、新東名森・掛川ICへの交通の利便性が高まる中、都市化の傾向も見られる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、 併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、有機農業 を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の 促進を図ることとする。

4 掛川北部地域

(1) 現況

本地域は、原野谷川最上流の北部山間地で、主に茶の栽培が行われ、原野谷川上流と西之谷川流域の水田で、水稲栽培やいちご栽培が行われている。

原野谷川沿いの水田は、県営ほ場整備事業の実施により水田の団地化が図られ、機械条件が整い、生産性に向上が図られている。

一方、倉真川流域の源作から新在家に至る水田は、ほ場整備が実施されているが、 谷地田も多く整備水準は低い。

また、倉真川沿いの茶園は、茶園造成等が見られるものの、急傾斜地にあり、生産性の向上が図られていない。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、 併せて、同項第2号及び、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることに より、有機農業を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面 的機能の発揮の促進を図ることとする。

5 大東北部地域

(1) 現況

本地域は、小笠山山系を中心とした山間地帯で、茶を主体とした水稲との複合経営が行われている。

茶園は、造成等により整備された優良農地が多く存在する一方、急傾斜地に点在し、 生産性が低く、担い手の高齢化もあって耕作放棄が進んでいる農地も見られる。

水田は、一級河川菊川水系の下小笠川、佐東川の流域に広がる。河川上流部の水田は、大小の谷に細長く存在する集団性の乏しい水田となっているが、下流部の地域では、 転作促進特別事業等の基盤整備事業が積極的に推進され、農業生産法人や担い手農家に より管理・運営されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、 併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、有機農業 を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の 促進を図ることとする。

6 大東中部地域

(1) 現況

本地域は、一級河川菊川及び菊川水系下小笠川、牛渕川流域に広がる水田地帯である。

水田は、昭和37年からの第1次農業構造改善事業等によりほ場整備は完了し、大部分が大型機械利用による水稲の集団栽培が実施され、省力化・合理化による近代農業が確立されている。

畑については、一級河川菊川左岸の市道鷺田糸繰線沿いで、温室メロン、ハウスいちご等の重点作目が栽培されるなど施設園芸が盛んである。

大坂・東大坂地区には、若干の茶畑が存在するものの、小規模で生産性は低い。

一方、本地区は都市計画法の用途地域と隣接していることから、住・商・工・農の 混住化が進行している。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、 併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、有機農業 を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の 促進を図ることとする。

7 大東南部地域

(1) 現況

本地域は、太平洋に面し、一級河川菊川河口に広がる畑作地帯である。土質は砂地で、昭和37年からの第1次農業改善事業等により、区画整理が完了している。また、大井川用水関連事業によりかんがい排水施設が敷設され、利用率も非常に高い。

菊川右岸地区は、重点作目である石川小芋、にんじん、かんしょ等の露地野菜や温

室メロン、トマトの生産地である。

菊川左岸地区は、いちごと温室メロンの栽培が盛んである。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、 併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、有機農業 を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の 促進を図ることとする。

8 大須賀南部地域

(1) 現況

本地域は、北部丘陵地の麓で茶、中部で水稲、南部で施設・露地野菜が中心に営まれている。

水稲は、一部を除き、大規模担い手農家や農業生産法人により生産されている。

施設野菜の中心は、温室メロン、ハウスいちご、トマトで、一部では観光農園に取り組んでいる。

丘陵地の麓では、小規模な茶生産が行われているが、生産者の多くは共同茶工場に 属しておらず、自製施設も持たないため、不安定な生葉売りの状況になっている。

また、本地区は、都市計画法の用途地域と隣接していることから、住・商・工・農の混住化も一部で進行し、沿岸部は津波の懸念から防潮堤等の早期整備が急務である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、 併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、有機農業 を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の 促進を図ることとする。

9 大須賀北部地域

(1) 現況

本地域は、小笠山山系を中心とした丘陵地帯で、「茶専作」「茶+水稲」あるいは「茶+みかん」を主な営農類型として営まれている。

小笠山丘陵地に展開する農地は、その80%が昭和42年からの国営パイロット事業により整備されたものであるが、耕作放棄農地が目立ち効率的な土地利用がなされていない状況にある。また、その半数以上が傾斜度15度以上の樹園地となっており、機械化体系への対応が困難となっている。

水田は、大渕北部に不整形で小区画な農地が一部存在するのみである。地域の水稲農家は積極的に他地域へ出作し、借地により3ha以上の経営を行っている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、

併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、有機農業を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

	実施を推進する 区域	実施を推進する事業
1	掛川東部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
2	掛川中部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
3	掛川西部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
4	掛川北部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同 項第3号に掲げる事業
(5)	大東北部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
6	大東中部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
7	大東南部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
8	大須賀南部地 域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
9	大須賀北部地 域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

- 1 法第3条第3項第2号に掲げる事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。
- 2 法第3条第3項第3号に掲げる事業に係る対象農地の基準等については、別紙のとおりとする。
- 3 市長は、法第3条第3項各号に掲げる事業が効果的に実施されるために特に必要がある と認めるときは、促進計画の区域を変更することができるものとする。
- 4 この促進計画は、令和2年4月1日から適用する。

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (1)特定農山村法指定地域
- (2) 静岡県知事が地域の実態に応じて指定する地域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上 勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っ ても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
 - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地 急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率:田8% 以上、畑(草地含む。)15%以上の農地
- (オ) 静岡県知事が地域の実態に応じて指定する地域においては急傾斜農用地のみを対象とする。

2 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

認定農業者に準ずる者とは、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者を有している経営体
- イ 農業所得が 100 万円以上の経営体

法第3条第3項第3号(環境保全型農業直接支払)事業について、次のとおり定める。

1 事業対象の基準

1 対象農地

本事業の交付の対象となる農地は、次のいずれかの農地とする。

- (1)農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条 第1項に基づき指定された農業振興地域をいう。以下同じ。)内に存する農地
- (2) 生産緑地地区(生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区をいう。)内に存する農地

2 対象活動

本事業の交付の対象となる活動は、農業生産に由来する環境への負荷の低減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等に資する以下に掲げる取組であって、農林水産省生産局長が別に定める要件を満たすものとする。

- (1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する 取組(以下「5割低減の取組」という。)と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に 資する施用を組み合わせた取組
- (2) 5割低減の取組とカバークロップ (緑肥の作付け) を組み合わせた取組
- (3) 5割低減の取組とリビングマルチ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組
- (4) 5割低減の取組と草生栽培(緑肥の作付け)を組み合わせた取組
- (5) 5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組
- (6) 5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組
- (7) 5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組
- (8) 有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない農業をいう。)の取組
- (9) その他都道府県知事が特に必要と認める取組